

新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針

令和2年4月17日（令和2年10月30日変更）

令和2年5月25日、新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言が発出され、同日変更された国の基本的対処方針を踏まえ、本県において今後の講じるべき対策について、下記のとおり県の対処方針を定める。

記

1 現在の状況

政府の基本的対処方針においては、緊急事態宣言が解除された後も、全ての都道府県において基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要があるとされていることから、本県においても、引き続き、感染拡大の防止に万全を期していく必要がある。

2 基本目標

- ◆ 本県における感染まん延や医療崩壊を回避する。
- ◆ 地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止める。

3 重点対策

- ◆ 現在、確認されている飲食店を起点とするクラスターの封じ込めに万全を期す。
- ◆ 社会経済活動の回復の前提となるソーシャルディスタンシングなど「新しい生活様式」の定着を図る。

4 全般的な方針

- ◆ 感染拡大を予防するソーシャルディスタンシングなど「新しい生活様式」の定着等を前提として、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。
- ◆ 「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践について浸透を図る。
- ◆ 監視体制の整備及び的確な情報提供・共有により感染状況等を継続的に監視するとともに、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進める。
- ◆ 的確な感染拡大防止対策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ◆ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに感染拡大防止対策等を講じる。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の下、全職員が一丸となり全体制で取り組む。

5 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容

5月27日から、青森県全域を対象に、ソーシャルディスタンシングなど「新しい生活様式」の実践・定着等の協力を要請。

なお、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえ、行動制限等を段階的に緩和するものとする。【別紙参照】

6 対策実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- 感染症に係る正しい情報や感染防止対策を分かりやすく情報発信する。
- 各種支援制度や相談窓口等の周知を図る。
- 特措法に基づく協力要請に係る県民の円滑な協力に向けて情報発信の充実強化を図る。

(2) サーベイランス・情報収集

- 疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- 帰国者・接触者外来を設置する医療機関や医師会等と連携し、検査の実施体制の充実を図る。
- 積極的疫学調査の適切な実施により、濃厚接触者や感染源の把握を徹底する。

(3) まん延防止

- 「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設け、行動制限等を段階的に緩和する。
- 「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着・徹底を図る。
- 特措法に基づく協力要請に係る県民の円滑な協力に向けて情報発信の充実強化を図る。
- 在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進する。
- 積極的疫学調査の適切な実施に向けて保健所の体制強化を図る。
- 専門家による医学的見地からの意見・助言等を聴取する。

(4) 医療の提供等

- 感染患者に対して適切に医療措置を実施する。
- 感染患者増加時の重症者等に対する入院医療の提供体制のさらなる確保に努める。
- 感染拡大に備え軽症者等の自宅又は宿泊施設での療養に係る体制を拡充する。

- 感染患者の受入調整や移送調整を行う体制を整備する。
- 帰国者・接触者外来において医療提供の限度を超える事態の発生に備え、一般の医療機関での外来診療等について事前に調整する。
- 医療機関及び高齢者施設等における院内・施設内感染防止対策を徹底する。
- 感染症指定医療機関等に対し個人防護資機材を優先的に確保する。
- 妊産婦に対する感染防止の取組を推進する。
- 法定の健康診断及び予防接種について、適切な感染防止対策下で実施されるよう配慮する。

(5) 教育環境の維持等

- 教育活動における感染防止対策を徹底する。
- 児童生徒及び教職員に感染の疑いが生じた場合の適切な対応を徹底する。
- 子どもの居場所確保に向けた体制の強化等を図る。

(6) 経済・雇用対策

- 中小・小規模事業者や個人事業主の事業継続を支援する。
- 影響を受けた事業者の資金繰り等支援の充実を図る。
- 国等の制度を活用して雇用や生活の維持を支援する。
- 国・県等の各種支援策の周知や相談体制の充実を図る。
- 事業者による感染防止対策を支援するとともに、安全対策について情報発信する。
- 販売が落ち込んでいる県産品の需要拡大と輸出の拡大強化を図る。
- 入国制限措置等に伴い不足する労働力の確保を図る。
- 国内外からの旅行需要の回復対策を推進するとともに、受入態勢の維持・整備を図る。

(7) その他重要な留意事項

① 人権への配慮等

- 患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- 外出を自粛する方々の心のケアや、自宅でのDV・虐待の発生防止に取り組む。
- 要援護者に対して市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

② 物資・資材等の供給

- マスク・個人防護資機材、消毒薬、食料品等の円滑な供給確保を図る。

③ 庁内体制の強化と関係機関との連携

- 新型コロナウイルス感染症対策について、最優先の課題として全庁体制で取り組む。

- 状況に応じ体制の強化等に柔軟に対応する。
- 国、近隣の道県、市町村など関係機関との情報共有を図り連携して対策を実施する。

④ 社会機能の維持

- 県の機能麻痺を回避するため、業務上の感染防止対策を徹底する。
- 職員に感染者等が確認された場合の対応を予め定め、必要な対策を講じる。
- 県民生活等への影響を最小限とするため主要インフラ事業の維持を図る。
- 物流体制・ライフライン確保等に努める。
- 警察は混乱に乘じた各種犯罪を抑止するとともに取締りを徹底する。
- 食料・医薬品や生活必需品等の購入について消費者としての適切な行動を県民に呼びかける。

【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容】

1 区 域 青森県全域（下表 5 及び 7 については弘前市）

2 期 間 令和 2 年 10 月 30 日（金）から

3 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請

外出の際には、人混みを避けるとともに、マスクを着用し人との適切な距離を保つなど、ソーシャルディスタンシング（Social Distancing）の考え方を取り入れることを中心に据え、あらゆる場面において「三つの密」を避けること等について協力をお願いします。

「新しい生活様式」の定着を推進し社会経済活動との両立を図っていきます。

【外出全般】

1. 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」やソーシャルディスタンシングの実践・定着をお願いします。
2. 業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が徹底されていない施設など、感染リスクの高い場所への外出は避けるようお願いします。
高齢者など重症化しやすい方は、特に留意してください。
3. 国が運用している新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称 C O C O A）をインストールするようお願いします。

【催物（イベント等）の開催】

4. 「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に開催するようお願いします。
- ※ 詳細は「イベント開催制限の考え方について（期間：令和 2 年 9 月 19 日～11 月 30 日）」を
5. 弘前市の区域においては、当面、11 月 8 日までの間にイベント等の開催を予定している事業者等は、業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底について再度確認の上、開催の可否について改めて検討いただくようお願いします。

【事業者（職場・店舗等）の取組】

6. 事業者においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組、職場における感染防止のための取組を推進するとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するようお願いします。
7. 弘前市の区域においては、当面、11 月 8 日までの間、発熱者等の入場防止、「三つの密」の防止、飛沫感染・接触感染の防止、移動時における感染の防止など、職場における感染防止策を徹底するようお願いします。
8. 職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組を適切に行うようお願いします。